

介護保険を利用するときは、まず市高齢介護課または各支所担当課

の窓口で申請して、「要介護認定」を受けましょう。



1 申請する

申請の窓口は市高齢介護課または各支所担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。



●次のところにも申請の依頼ができます。(更新申請も含む)

・地域包括支援センター
・居宅介護支援事業者
・介護保険施設 など

●申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 国保(または職場の健康保険)の保険証(40歳から64歳の人のみ)

2 要介護認定

申請をすると、訪問調査や公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

●訪問調査

市町村の担当職員などがご自宅を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

●主治医の意見書

市町村の依頼により主治医が意見書を作成します。

※主治医がいない方は市町村が紹介する医師の診断を受けます

●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。

●二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



3 結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

認定

要介護度

要介護

要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

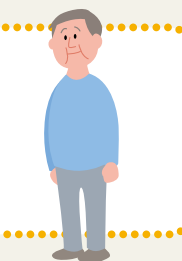


要支援

要支援1
要支援2



非該当
(自立)



利用できるサービス

介護サービス

自分らしい、自立した生活を送ることを目標として、介護サービスが利用できます。

介護予防サービス

心身の状態の維持・改善をめざし、適切な介護予防サービスが利用できます。

地域支援事業

介護保険以外のサービスが利用できます。

おもな津山市の任意事業

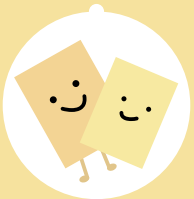
- 家族介護支援事業：介護している家族を支援しています。
 - ・家族介護教室(要介護者に配慮した介護の知識・技術の習得等)
 - ・家族介護交流事業(介護者の交流の場を広げる等)
- 食の自立支援事業：一人暮らしの高齢者等(市町村民税の所得割非課税世帯)への配食サービスによる見守り支援。
- 介護用品支給事業：要介護3～5の市町村民税非課税世帯の方の在宅で介護している家族に対して紙おむつ等の支給をしています。
- 介護サービス適正実施指導事業：介護サービスの適正化のため、介護保険施設へ介護相談員を派遣しています。

認定結果の有効期間と更新の手続き

認定の期間は、原則6カ月(状態により12カ月または24カ月)です。引き続きサービスを利用したい場合には、更新の手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了の60日前から受け付けます。

サービスを利用していない場合は、更新の申請は必要ありません。

有効期間中に状態が変化した場合は、認定の変更申請を随時受け付けます。



要介護認定の手続き
サービスの利用は「申請」から

要介護認定の手続き